

原議保存期間10年
(平成31年12月31日まで)

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
各附属機関の長

警察庁丙規発第25号
平成21年12月18日
警察庁交通局長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の制定及び一部の施行について（通達）

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成21年内閣府・国土交通省令第3号。以下「改正命令」という。）は、本日、別添のとおり公布され、その一部は本日施行された。

今回施行される規制標識「歩行者通行止め」及び指示標識「規制予告」の設置場所に関する改正規定についての趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行されるよう事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 規制標識「歩行者通行止め」の設置場所に関する規定の改正

(1) 趣旨

規制標識「歩行者通行止め（331）」の設置場所については、従来「歩行者の通行を禁止する道路の区間又は場所の前面における右側の路端又は歩道の中央」と規定され、歩道の中央以外では、道路の右側の路端にしか設置することができなかったことから、最適な場所への設置を可能とするため、当該設置場所に関する規定を柔軟化することとした。

(2) 内容

規制標識「歩行者通行止め」の設置場所に関する規定を「歩行者の通行を禁止する道路の区間又は場所の前面における路端又は歩道の中央」に改め、道路の右側、左側を問わず道路標識を設置することができることとした。

(3) 留意事項

今回の改正は、規制標識「歩行者通行止め」の設置場所に関する規定を柔軟化したものであり、現在設置されている同標識の効力等に何ら影響を与えるものではない。

2 指示標識「規制予告」の設置場所に関する規定の改正

(1) 趣旨

指示標識「規制予告（409-A・B）」の設置場所については、従来「標示板に表示される交通の規制が当該道路の前方の場所において行われることをあらかじめ示す必要がある場所内の必要な地点における左側の路端」と規定され、道路の左側の路端にしか設置することができなかったことから、最適な場所への設置を可能とするため、当該設置場所に関する規定を柔軟化する

こととした。

(2) 内容

指示標識「規制予告」の設置場所に関する規定を「標示板に表示される交通の規制が当該道路の前方の場所において行われることをあらかじめ示す必要がある場所内の必要な地点」に改め、左側の路端に限らず、必要な地点も標識を設置することができることとした。

(3) 留意事項

今回の改正は、指示標識「規制予告」の設置場所に関する規定を柔軟化したものであり、現在設置されている同標識の効力等に何ら影響を与えるものではない。